

長崎市長

田上 富久 様

平成29年10月6日

平成30年度政策要求

【活力ある住みよい長崎をめざして】

(予算編成に対する要望)

市民クラブ

団長 五輪 清隆

【はじめに】

日本の総人口は2017年3月時点で1億2675万4740人となり、2010年時点から130万2612人減少しており、2048年には1億人を切り、2060年には8674万人になると予想されています。

長崎市の人口も2017年3月時点で43万26人となり、2010年時点から1万3740人減少しており、2060年には24万2千人まで減少の見込みです。

人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

長崎市も国の意向を受け、人口減少に歯止めをかけるための「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を昨年3月に策定し、具体的施策が推進されています。

今後、さらに高齢化が進む中、消滅都市とならないためには、U・I・Jターンも含めた、働く場の創出と併せ、子供を産み育てる環境の充実が急務です。

併せて、住みやすい環境づくりのための、地域コミュニティの仕組みづくりや行政サテライト機能再編についても、すべての市民が公平公正なサービスを享受できる仕組みとなるよう、進める必要があります。

そういう中で、多額の財源が必要な、大型事業（長崎駅周辺整備、新市庁舎建設、文化施設整備、端島（軍艦島）整備など）の整備が進められますが、財政運営は、一般財源の減少や扶助費など義務的経費が増加し、更に厳しい状況が懸念されています。

したがって、各種施策の立案・実施に当たっては、市民に対し丁寧な説明を実施するとともに、優先順位を決め、選択と集中により、長崎の経済が発展し、人が住みやすい環境づくりに努めなければなりません。

上記のことを踏まえ、市民クラブとしての政策要求にあたり、市政運営に対する考え方、および予算編成に対して、これまでの要求内容を踏襲し、検討・整理を行い、「活力ある住みよい長崎をめざして」をスローガンに、中・長期的視野に立ちながら、本年度の政策提言を取りまとめました。

併せて、全体から抜粋して、「平成30年度予算で取り組むべき重点課題」も取りまとめましたので、市長ならびに担当部局の積極的な取り組みと、その実現を図られるよう強く要請いたします。

1. 新しい行政運営

本市の人口減少は全国でもワーストクラスで、財源は減少傾向にある中、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が高い水準で推移しています。地方創生が進められていくなかであって、安定的な財政基盤を構築する必要があります。議会、行政、市民、企業などが力を合わせて推進することが将来の「まちづくり」につながります。こうした点をふまえ、新しい行政運営のまちづくりの視点から、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- (1) 広告料や資産（未利用地の売却や貸付）の有効活用など、新たな財源確保および市税、各種料金などの徴収対策の徹底を図ること。
- (2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。
- (3) 交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。
- (4) 自治会加入率の低下に歯止めをかけるため、各種施策を講じること。
- (5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化
 - ① 外郭団体の経営の効率化や経営の健全化を推進し、団体に対する随意契約、非公募での指定管理者等、必要な見直しを行うこと。
 - ② 公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。
 - ③ 行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、実施後の検証・見直しを適宜行うとともに、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。また、議会にも適宜報告すること。
 - ④ 市町村合併から12年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。
 - ⑤ 県や市の事務事業については、必要に応じ類似した事業の整理・統合を行い、効率化を図ること。
 - ⑥ マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。
- (6) 長崎市新市庁舎建設基本設計については、市民や議会の意見を反映するとともに、交通体系については方向性を早急に提示すること。
- (7) 大型事業（長崎駅周辺整備、文化施設等）については、事業計画、施設整備や事業費など、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。

(8) 指定管理者制度の運用

- ①指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。
- ②指定管理者導入後は、導入効果の推移を定期的に把握すること。

(9) NPO・ボランティア組織との協働を積極的に推進すること。

2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり

IT時代の社会において、ますます進む核家族化と地域コミュニティの希薄化のなかで、地域の子どもたちが夢を持ち、個性、自主性、自立性を高め、いろんな体験の中で人間性豊に育っていくことが大切です。著しい人口減少や少子・高齢化が進むなか、安心して子育てができる環境づくり、生きがいと思いやりのある福祉施策の充実をめざして、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- (1) 安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めること。
- (2) 保育サービスの充実の為、待機児童0（ゼロ）の実現並びに民間保育士の待遇改善策を講じること。
- (3) 子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。また、子育て支援センター未設置地区への設置を進めること。
- (4) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。
- (5) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。
- (6) 高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。
 - ①交通費助成のICカード化を図ること。
- (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせ自治会や各種団体などへの十分な説明と、地域住民の意見を聴取し十分な理解のもと進めること、また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。

(8) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。
併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。

(9) 文化・芸術活動とスポーツ・レクリエーションの振興を図ること。

(10) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致および継続した競技力向上対策に努めること。

(11) 教育行政について

①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。

②子どもたちに豊かな学びを保障するために、全ての小・中学校で30人学級を実現すること。

③教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。

④学童保育の改善と充実のため、小学校の余裕教室や学校施設の積極活用を図り、子ども・子育て支援制度や国の基準などに沿って、保育水準（設備の基準、職員数等）の確保を図ること。

⑤教職員の勤務時間の適正管理のためにカードリーダーを設置し、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。

⑥就学援助対象家庭の子どもたちの学習権を保障するために、認定基準は切り下げ前の生活保護基準を用いること。

⑦小中学校の教育施策については、計画段階から現場の意向も尊重し実施すること。

(12) 手話言語条例の早期制定を行うこと。

3. 環境と共生するまちづくり

豊かな自然に恵まれた長崎市を次世代に引き継ぐために、環境問題は大変重要です。私たち一人ひとりの行動が地球環境に役立つことを認識し、低炭素社会の構築を目指し、人と自然が共生するまちづくりを進めるため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。

②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。

(2) 省資源、循環型、低炭素社会への推進

市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。

(3) 市民や各種団体との協働による地球環境保全対策の推進を図ること。

(4) 山と海に恵まれた自然の保全と活用を進めること。

(5) 自然体験型公園等（いこいの里、市民の森等）の整備を進めること。

4. 産業活動を育む活力あるまちづくり

これまで蓄積されてきた、ものづくりの技術や知識を活かした産業、さらには歴史や文化を生かしアジアとの交流も視野に入れた地場産業や観光および農林水産業の振興に努めていき、魅力ある長崎市づくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 地場企業の育成と商店街の振興

① 中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。

② ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。

(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造

① 国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。

② 世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。

③ 観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては、官民一体となる取り組み体制を構築し、マーケティングの実施や戦略策定など、早急に具体的な取り組みを示すこと。

(3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進

① 「明治日本の産業革命遺産」の受け入れ体制や稼働資産の保全、端島（軍艦島）の保全管理など、諸課題の解決に向け万全を期すこと。

② 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。

③ 平成30年度の県立図書館移転に伴い、平成33年度に開館予定の郷土資料センター（仮称）については、県と更に具体的な協議を行い、基本方針、基本設計に向けた予算措置、整備スケジュールを示すこと。

- (4) 東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭の整備、長崎港のクルーズ船の2バース化を早期実現し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。
- (5) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持
 - ①U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。
 - ②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。
 - ③産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。
- (6) 安心して働ける社会環境の確立と格差の是正に努めること。
- (7) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努めること。
- (8) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。
- (9) 「地産地消」事業の推進により、「長崎の食」をPRするとともに、食育の推進を図り、ブランド化と販路拡大に努めること。
- (10) 食の安全管理に対する指導と監視の徹底を行うこと。

5. 安全、快適で魅力あるまちづくり

住んでいて良かった、長崎市に住んでみたいと言われるような、安全・快適で魅力あるまちづくりのため、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり
 - ①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携を図っていくこと。
 - ②防災無線の全市的整備はデジタル化にも配慮して進めること。また、防災・減災対策を進め、自治会・企業等の自主防災組織の結成促進に努めること。
- (2) 長崎駅周辺的环境整備
 - ①九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設工事、新長崎駅舎の建設計画、土地区画整理事業の早期実現と交通体系など環境整備の充実を図ること。
 - ②JR西側の交流拠点施設用地の活用については、応募グループは1社のみ提案であり、競争性・公平性を考慮し再公募を含めた再検討を行うこと、また、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR九州と協議を行い慎重に対応すること。

③JRの高架化促進と交通渋滞の解消を図ること。

(3) まちなかの再整備推進（まちぶらプロジェクト）と土地の高度利用（歴史的価値）の推進を図ること。

(4) 乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。

(5) 暴力団追放と犯罪のない街づくりのため、関係団体との連携を図り、安全・安心の街づくりの展開を強化していくこと。

(6) 斜面市街地の再生と防災体制の整備

①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。

②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。

(7) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アナグマ）等の強化を図ること。

(8) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。

(9) 魅力ある街づくりに向けて「特区指定」を受け、地域活性化を図ること。

6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり

被爆地長崎から世界平和に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け発信していくこと。

(2) 原爆資料館、平和追悼祈念館をナガサキの平和行政のシンボルとして、さらに運営・展示の充実に努めていくこと。

(3) 被爆地域の是正拡大に向け解決を図ること。

(4) 被爆二世についての実態調査を早期に実施し、検診にはがん検診を加えること。

7. 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を押し進めること。

(2) 行政機関の管理職及び公的審議会、各種委員や役割に女性の登用を積極的に進めること。

①行政管理職の女性登用に向けたポジティブアクションを実施すること。

②公的審議会の女性登用率40%を実現すること。

(3) 労働条件において男女の直接・間接的差別を行わないこと。

(4) 育児・介護・看護休暇など男女が利用できるような職場環境づくりを進めること。

(5) セクシュアル・ハラスメントのない職場環境整備を行うこと。

①セクシュアル・ハラスメント防止研修の対象を管理職・新規採用職員から女性職員・非正規雇用職員に広げること。

②女性中心の相談員を配した相談窓口の設置と周知を図り、安心して相談できる環境整備を行うこと。

(6) 児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。

(7) NPOや県と連携を図り、DV被害者の救済と環境整備を充実させること。また、DV防止の研修を中・高校でさらに進めること。

8. 道路・交通体系の整備

交通渋滞の緩和のための道路・交通体系の整備に向け、以下の施策について積極的な取り組みを求めます。

- (1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。
- (2) トラック・タクシーベイ（浜の町、新大工、長崎駅周辺）の整備・拡大を進めること。
- (3) 電停の整備及び歩道橋のバリアフリー化を一層推進すること。
- (4) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網（茂里町ハートセンターなど）の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。
- (5) 福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。
- (6) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化を実現すること。
- (7) 陸と海の交通網を活かした伊王島の街づくり
 - ①伊王島地区の安全対策と地域活性化を図ること。
 - ②高島・伊王島航路を存続させること。
- (8) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。
 - ①浜口交差点から岩屋橋交差点までの交通渋滞解消策を図ること。
- (9) 女神大橋と連結する国道202号線の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。
- (10) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道499号線の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町IC－江川交差点）の早期着工を実現すること。
- (11) 長崎駅周辺道路の慢性的渋滞緩和を図るため、旭大橋の低床化に向け県へ働きかけること。
- (12) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。
- (13) 市民生活に必要不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。
 - ①打坂－百合野線の改良拡幅、②江平－浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵－鳴滝線、⑤川上町－出雲線、⑥虹ヶ丘町－西町1号線、⑦相川町－四杖町1号線、⑧常盤町－大浦元町線、⑨清水町－白鳥町1号線、⑩稲田町8号線

9. 平成30年度予算で取り組むべき重点課題

当面する以下の具体的課題については、次年度予算で緊急に取り組みを求めます。

1－(3) 交通政策基本法制定に伴い、協議会の設置及び担当職員の配置を図ること。

1－(5) 行政改革の推進と行政サービスの効率化

②公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。

③行政サテライト機能再編成については、「機能」「業務の振り分け」「人員・組織体制」など、実施後の検証・見直しを適宜行うとともに、市民の利便性を第一とした諸手続きの簡素化を図ること。また、議会にも適宜報告すること。

④市町村合併から12年が経過する中、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域活性化に努めること。

1－(6) 長崎市新市庁舎建設基本設計については、市民や議会の意見を反映するとともに、交通体系については方向性を早急に提示すること。

1－(7) 大型事業（長崎駅周辺整備、文化施設等）について、事業計画、施設整備や事業費など、特別委員会の答申も踏まえ、十分に精査して関係先や議会に適宜報告し対応すること。

2－(3) 子育て世代を支援するために、子ども医療費については、県と連携し中学生までに拡大すること。また、子育て支援センター未設置地区への設置を進めること。

2－(4) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。

2－(6) 高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現を行うこと。

① 交通費助成のICカード化を図ること。

2－(7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、既存の自治会や地域住民の意見を聴取し、十分な理解のもと進めること、また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。

2－(11) 教育行政について

①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。

⑤教職員の勤務時間の適正管理のためにカードリーダーを設置し、実態把握を行うとともに業務の見直し・人員の適正配置を行い、長時間勤務の解消を図ること。

2－(12) 手話言語条例の早期制定を行うこと。

4－（１）地場企業の育成と商店街の振興

- ① 中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。
- ② ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。

4－（２）地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造

- ①国際クルーズ船、世界新三大夜景、世界遺産の構成資産等を活かした観光振興策の充実と観光長崎のアピールを強めていくこと。
- ②世界遺産登録を契機に新たな観光ルートの開発により、交流人口の拡大に努めること。
- ③観光立国ショーケース、長崎市版DMOの取り組みについては、官民一体となる取り組み体制を構築し、マーケティングの実施や戦略策定など、早急に具体的な取り組みを示すこと。

4－（３）歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進

- ②「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録に向け、諸課題の解決に万全を期すこと。

4－（４）東アジアの玄関口として、物流拠点である小ヶ倉柳埠頭の整備、長崎港のクルーズ船の２バース化を早期実現し、東アジアからの観光客など、人・物の受入体制の充実を図ること。

4－（５）企業誘致で雇用確保、定住人口の維持

- ①U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。
- ②将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進すること。また、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて取り組むこと。

5－（２）長崎駅周辺環境整備

- ② JR西側の交流拠点施設用地の活用については、競争性を考慮し再検討を行うこと、また、新長崎駅周辺の全体構想を含め、JR九州と協議を行い慎重に対応すること。

5－（６）斜面市街地の再生と防災体制の整備

- ①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路・車みちの整備を優先し再生を図ること。

5－（８）長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。

8－（４）高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網（茂里町ハートセンターなど）の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。